

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置）の一部改正	2
○保安林の指定	3
○道路の供用開始	3
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正	3
入札公告	
○一般競争入札（備蓄用毛布の購入）の公告	4
落札公告	
○落札者等の公告	5

規 則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年8月27日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第53号

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第10条第1項」を「第17条第1項」に、「第12条」を「第19条」に改める。

附則第3項中「同項第1号、第4号、第5号及び第10号」を「同項第1号、第4号及び第5号」に、「同項第9号」を「同項

第9号及び第10号」に改める。

附 則

この規則中附則第3項の改正規定は公布の日から、第3条第2項第5号の改正規定は令和3年10月1日から施行する。

告 示

高知県告示第727号の2

令和2年12月高知県告示第932号(高知県漁業調整規則による中型まき網漁業等の許可等の制限措置)の一部を次のように改正する。

令和3年8月16日(掲示済)

高知県知事 濱田 省司

4の(3)のエ中

- 「a 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.5秒
- b 北緯33度30分34.9秒、東経133度35分45.8秒
- c 北緯33度30分32.0秒、東経133度35分50.4秒
- d 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分36.5秒
- e 北緯33度30分16.7秒、東経133度35分04.1秒
- f 北緯33度29分56.5秒、東経133度34分56.5秒
- g 北緯33度29分56.8秒、東経133度35分06.9秒
- h 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒」

を

- 「a 北緯33度30分43.2秒、東経133度35分53.4秒
- b 北緯33度30分40.5秒、東経133度35分51.0秒
- c 北緯33度30分39.6秒、東経133度35分52.5秒
- d 北緯33度30分31.9秒、東経133度35分45.5秒
- e 北緯33度30分28.3秒、東経133度35分51.2秒
- f 北緯33度30分16.7秒、東経133度35分40.6秒
- g 北緯33度30分16.8秒、東経133度36分04.2秒
- n 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分37.2秒
- o 北緯33度30分19.0秒、東経133度35分33.8秒
- p 北緯33度30分16.8秒、東経133度35分31.7秒
- h 北緯33度29分54.7秒、東経133度35分26.8秒
- i 北緯33度29分56.4秒、東経133度35分09.0秒
- j 北緯33度29分51.8秒、東経133度35分09.0秒
- k 北緯33度29分51.8秒、東経133度35分01.2秒
- l 北緯33度29分56.4秒、東経133度35分01.2秒
- m 北緯33度29分56.1秒、東経133度34分57.0秒」

に、「ただし、aからeまでの各点を順次に結んだ直線及びeとaとを結んだ直線により囲まれた区域並びにf g h及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとfとを結んだ直線により囲まれた区域を除く」を「ただし、aからgまでの各点を順次に結んだ直線及びgとaとを結んだ直線により囲まれた区域、nからpまでの各点を順次に結んだ直線及びpとnとを結んだ直線により囲まれた区域並びにh i j k l m及び点エを順次に結んだ直線並びに点エとhとを結んだ直線により囲まれた区域を除く」に改める。

8の(1)の表中

0

0

を

3
0

に改める。

9の(1)の表中

くるまえび三枚網	操業区域23	4月1日から12月31日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	44	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者
たい三枚網	操業区域24	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	0	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者

を

	操業区域23	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	3	漁業権者の同意のある者
くるまえび三枚網	操業区域24	4月1日から12月31日	許可証に記載されている推進機関の馬力数	許可証に記載されている船舶の総トン数	44	漁業権区域で操業する

		まで	る推進機関 の馬力数	舶の総トン数		場合は、漁 業権者の同 意のある者
たい三枚 網	操業区域25	周年	許可証に記 載されている 推進機関 の馬力数	許可証に記載 されている船 舶の総トン数	0	漁業権区域 で操業する 場合は、漁 業権者の同 意のある者

に改め、9の(3)中

「ヌ 操業区域23

須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界
基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域（区画漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、区画
漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

ネ 操業区域24

を

「ヌ 操業区域23

点の位置

基点甲 安芸市赤野八流馬の手落えびす岩共同漁業権境界基点

基点乙 安芸市赤野赤野川川尻左岸赤岩共同漁業権境界基点

基点丙 安芸郡芸西村長谷寄穴窪県漁場基点第42号

基点丁 安芸郡・香南市界納屋谷共同漁業権境界基点

基点甲から磁針方位186度0分の線及び基点乙から磁針方位186度0分の線により区切られ
た海域中基点甲乙間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メートルの線に至る区域（高知県
漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共同漁業権のうち共第
2,025号の漁場区域）並びに基点丙から磁針方位185度0分の線及び基点丁から磁針方位185
度0分の線により区切られた海域中基点丙丁間の最大高潮時の海岸線から沖合1,000メー
トルの線に至る区域（高知県漁業協同組合が有し、同漁業協同組合芸西支所が管理する第二種共
同漁業権のうち共第2,026号の漁場区域）

ネ 操業区域24

須崎市浦ノ内・土佐市宇佐町界かやぐろの鼻境界基点と須崎市浦の内中崎共同漁業権境界
基点とを結ぶ直線以西の浦ノ内湾の海域（区画漁業権の漁場区域を除く。）。ただし、区画
漁業権の漁場区域にあっては、漁業権者の同意のある場合は、当該同意の範囲内とする。

ノ 操業区域25

に改める。

高知県告示第757号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第
249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により
告示する。

令和3年8月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定に係る保安林の所在場所
室戸市佐喜浜町字休石3955の2
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興
・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供す
る。）

高知県告示第758号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和3年8月27日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 安満地福良
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町橋浦字ツルバ 山454番2 から 幡多郡大月町橋浦字ツルバ 山454番2 地先まで	120	令和3年8月27 日

高知県告示第759号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条によ
る出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、令
和3年9月1日から施行する。

<p>令和3年8月27日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中 「〃 枝川支店」 を 「〃 〃 」 に、 「 高知県立日高特別支援学校 高岡郡日高村 〃 伊野支店 」を 「 高知県立日高特別支援学校 高岡郡日高村 〃 〃 」に改める。</p> <p>----- 入 札 公 告 -----</p> <p>政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。</p> <p>令和3年8月27日</p> <p>高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品の名称及び数量 備蓄用毛布 14,120枚</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 購入物品の納入期限 令和4年2月28日</p> <p>(4) 購入物品の納入場所 入札説明書による。</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加資格</p> <p>次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p>	<p>(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。</p> <p>(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。</p> <p>(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県会計管理局総務事務センター 電話番号088-823-9788</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法 ア 手渡しによる交付の場合 令和3年8月27日（金）から同年10月5日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。 イ ダウンロードによる交付の場合 令和3年8月27日午前9時から同年10月5日午後5時までの間に高知県会計管理局のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatujouhou-index.html）で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 令和3年11月11日（木）午前10時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年11月10日（水）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。 イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 第3会議室</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年10月5日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年10月5日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口</p>
--	---	--

3の(1)と同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: Stock emergency blankets × 14,120

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 5 October 2021

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Thursday 11 November 2021

(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Wednesday 10 November 2021

(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9788

(6) Others: As in the tender documentation

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年8月27日

高知県知事 濱田 省司

1 落札に係る購入物品の名称及び数量

医療情報システム機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 落札者を決定した日

令和3年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社パンフィックメディカル 宿毛市幸町5-12

5 落札金額

22,550,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日

令和3年6月8日